**KIKKAKE利用契約書　用**

第　条（権利譲渡）

甲は、本契約に基づいて取得した権利または契約上の地位の全部もしくは一部を乙の書面による承諾なしに第三者に譲渡または質入れ等することができないものとします。

第　条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲は、次に定める事項を表明し、保証します。
2. 自己および自己の役員・株主（以下、関係者といいます）が暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
3. 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
4. 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
5. 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
6. 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
7. 乙は、甲が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

第　条（契約違反）

1．甲が本契約に違反した場合、乙は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また甲は、乙に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

2．乙は、相手方に次の各項に定める事由のいずれかが発生したとき、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

* 1. 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  2. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  3. 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立てを受けた場合
  4. 破産、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続きの申立てを受け、または自ら申立てをした場合